

子育てしやすい福島県づくり条例 条文新旧対照表

新	旧
<p>第一条 〔略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 子ども 十八歳未満の者をいいます。</p> <p>三 〔略〕</p> <p>第三条から第十二条まで 〔略〕</p> <p>附則</p> <p>この条例は、令和六年四月一日から施行する。</p>	<p>第一条 〔略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 子ども 十八歳未満の者(婚姻により成年に達したものとみなされる者を除きます。)をいいます。</p> <p>三 〔略〕</p> <p>第三条から第十二条まで 〔略〕</p>